

大和市郷土民家園指定管理者候補者審査に係る評価表

団 体 名		代 表 者 名		評 価 者	
所 在 地		設立年月日		評 価 日	

選定基準	審 査 基 準				審 査 意 見	評価 点数	配点
	項 目		視 点	求 め る 水 準			
1 利用者の 平等利用を 確保するこ とができる ものである か	(1)	利用条件の考え方	利用条件の考え方が妥当 なものか。	・公の施設であることを踏まえた平等な利 用が確保されていること。 ・不当な利用拒否、差別的な対応をしない 姿勢が読みとれること。			3
	(2)	苦情処理体制	苦情処理体制が確立され ているか。	・苦情を適切に処理する体制が整っている こと。			3
2 サービス の向上が図 れるもので あるか	(1)	事業計画全体の企画内容	事業計画全体の企画内容 が標準(直営)を上回って いるか。	・民家園の設置目的に沿って、適切・良質 なサービスが提供できること。 ・仕様書等に記載された年中行事の主旨を 理解し適切に実施すること。			5
	(2)	自主事業の企画内容	自主事業の企画内容が標 準(直営)を上回っている か。	・自主事業の企画内容が来園者にとっての 魅力を備えていること。			5
	(3)	職員の配置・確保策	職員の配置・確保策が十 分か。	・施設の適切な管理及び利用者サービスの 向上がなされる人的配置が計画され、適切 な雇用関係・勤務体制が取られているこ と。 ・仕様書等に定める学芸員有資格者、又は、 類似施設での管理運営経験者を配置して いること。			3
	(4)	職員の継続雇用	現在雇用されている職員 の継続雇用に対する配慮 が十分か。	・現在民家園で雇用されている職員の継続 雇用についての配慮が十分になされている こと。			3
	(5)	職員の教育・研修	職員の教育・研修が行わ れるか。	・職員の資質の向上と人材の育成を目的と した教育・研修体制が確立されているこ と。 ・他の古民家・博物館関連施設との交流や 情報交換の計画があること。			3
	(6)	セルフモニタリング	セルフモニタリングによ るサービスの維持向上の 取組みが行われるか。	・施設の適正な管理運営やサービスの向上 を図るための自己評価が実施されること。 ・自己評価についての考え方、姿勢、方針 が具体的に示されていること。			3
3 民家園の 効用を最大 限に発揮さ せることが できるもの であるか	(1)	施設の特性を活かした事 業計画	施設の特性を活かした事 業計画となっているか。	・市指定文化財の古民家を復原した施設で あるという特性をよく理解し、事業計画に 反映していること。			5
	(2)	施設の利用促進・サービ スの向上	施設の利用促進とサービ ス向上に向けた取組みが なされているか。	・事業計画にサービス向上・利用促進に繋 がる工夫が見られること。			5
4 民家園の 適切な維持 管理を図る ことができ るものであ るか	(1)	古民家の保全	古民家の保全に関する取 組みは十分か。	・古民家に関する正しい知識を有し、適切 かつ恒久的な保存措置が講じられること。			3
	(2)	施設の保全	施設の保全に関する取組 みは十分か。	・施設の保全・管理に関する正しい知識と 経験を有し、適切な保全がなされること。			3
	(3)	緊急時の対策	緊急時の対策が講じられ ているか。	・緊急時の対策が記載されたリスクマネジ メントマニュアルに基づいた適切な措置 が講じられること。 ・関係各所に対する速やかな通報体制が確 立されていること。			3
	(4)	防犯防災対策	防犯防災対策が講じられ ているか。	・防犯・防災対策が記載されたリスクマネ ジメントマニュアルに基づいた適切な措 置が講じられること。 ・関係各所に対する速やかな通報体制が確 立されていること。			3
	(5)	事故防止対策	事故防止策が講じられて いるか。	・定期的な設備の点検や事業時の安全監視 体制の構築等、事故防止のための適切な対 策が講じられていること。			3
5 管理に係 る経費の縮 減が図られ るものであ るか	(1)	必要な項目の計上	必要な項目がすべて計上 されているか。	管理運営に必要な経費がすべて計上され ていること。			5
	(2)	経費縮減に対する方針	算出根拠に明確性・妥当 性があるか。	・算出根拠が明確・妥当であること。 ・業務効率化の工夫が見られること。			5
			上限額に対し経費が縮減 されているか。	・各年度の予算上限額に対し経費の縮減が 図られていること（0%…1 点、5%以内…2 点、10%以内…3 点、15%以内…4 点、15% 超…5 点）。			5

別表 1						
選定基準	審 査 基 準			審 査 意 見	評価 点数	配点
	項 目		視 点			
6 管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであるか	(1)	事業理念及び経営方針	事業理念及び経営方針が指定管理者として適しているか。	・明確な事業理念・経営方針があること。 ・それに基づいた具体的な事業が展開されていること。		3
	(2)	経営状況	指定管理者として安定した管理運営を行える経営状況となっているか。	・過去2年間の収支が明確であること。 ・法人税等の滞納が無いこと。また法人税等の納税額、基本財産の管理状況、借り入れ内容などから安定した管理運営体制と判断できること。		3
	(3)	I S O等の品質・環境に関する規格	I S O等の品質・環境に関する規格の取得、又は規格に準じたシステムの確立がなされているか。	・I S O等の規格が取得されているか、又は規格に準じた品質管理及び環境マネジメントシステムが確立されていること。		3
	(4)	関連施設の受注・経営実績	民家園類似施設の受注・経営実績があるか。	・古民家施設、博物館施設、又はそれらに類似する施設の受注・経営実績があること。		3
7 市民の意見が反映される管理運営を行うことができるものであるか	(1)	利用者要望・意見への対応策	利用者要望・意見への対応策が確立されているか。	・利用者要望・意見への対応策が確立されていること。 ・アイデアを取入れる柔軟性があること。		3
	(2)	地域との連携対応	地域との連携対応が図られているか。	・事業やボランティア活動を通して地域との連携・交流が図られていること。 ・地域のニーズ等に配慮した事業の実施などが提案されていること。		3
8 個人情報保護及び情報公開に対する措置が図られるものであるか	(1)	個人情報の保護措置及び開示請求への対応措置	個人情報の保護措置及び開示請求への対応措置が個人情報の保護に関する法律に則っているか。	・個人情報の保護措置及び開示請求への対応措置が個人情報の保護に関する法律に則っていること。 ・個人情報保護体制が確立されていること。		3
	(2)	情報公開請求への対応措置	情報公開請求への対応措置が市の情報公開条例に則っているか。	・情報公開請求への対応措置が本市の情報公開条例に則っていること。 ・情報管理体制が確立され、施設運営の透明性が確保されていること。		3
	(3)	文書管理	文書管理に必要な事項が定められているか。	・文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他文書管理に関する必要な事項が定められていること。		3
9 その他必要な事項	(1)	文化財保護制度の理解と熱意ある提案	文化財保護制度の理解と熱意ある提案がなされているか。	・文化財保護制度を理解し、市の文化財保護を推進していく独創性、意欲、熱意に富んだ具体的な提案があること。		5

評価点	／ 1 0 0
-----	---------

●評価点の基準

配点「5」の場合		配点「3」の場合	
5点	審査基準の求める水準以上の内容で、実現性が明確である。	3点	審査基準の求める水準以上の内容で、実現性が明確である。
4点	審査基準の求める水準にあり、実現性が認められる。	2点	概ね審査基準の求める水準にあり、概ね実現性が認められる。(標準)
3点	概ね審査基準の求める水準にあり、概ね実現性が認められる。(標準)	1点	審査基準の求める水準が読み取れず、実現性が認められない。
2点	審査基準の求める水準がわずかに読み取れるが、実現性に乏しい。		
1点	審査基準の求める水準が読み取れず、実現性が認められない。		